様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	ＩＬＰお茶の水医療福祉専門学校
設置者名	学校法人ＩＬＰ学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） 毎年、職業実践専門課程認定校における教育課程編成委員会、また講師会議における各学科会において、それぞれのカリキュラムについての意見を集約し、これを踏まえ、学内の教務委員会において次年度のカリキュラム編成について検討し、策定している。 シラバスについては、平成 19 年度よりは刊行し学生等へ配布している。作成依頼、説明は講師会議において行ない、シラバスの内容は、「科目名、担当講師名、履修年、履修単位、実施回ごとの授業計画、授業の意義、ねらい、到達目標、評価方法、使用教材」のほか、「履修上の注意点」の項目を設け、授業に臨む姿勢や予習復習の必要性などについても記載。 また、シラバスは学科ごとに刊行し、毎年度初めのオリエンテーションにおいて配布のうえ概要説明を行うとともに、各科目担当講師においても初回の授業時に授業計画や到達目標など、記載内容について具体的に説明。特に評価方法については留意点の周知徹底を図り、単位の履修に努めるよう指導。	
授業計画書の公表方法	シラバスに関しては、各学科・各学年に対して、年度初めのオリエンテーション時に配布し、ホームページにて公開。 https://www.ochanomizu-f.ac.jp/information/
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） 単位認定は、学則第 20 条、21 条に則る。 学則第 20 条 ＜試験等の実施＞ 定期試験は原則として前期・後期の 2 回実施する。この他に各教科の担当者が必要と認めたときは、臨時に実施することがある。 ２特別試験 実習等、やむを得ない理由で定期試験を受験できない者は、事前にその理由を記し、学校長に願い出て、許可を得たうえ、特別試験を受験することができる。 ３追加試験 病気、忌引、事故、災害等のやむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合は、その事由を記して、2 週間以内に学校長に願い出て、許可を得たうえ追試験を受けることができる。 ４再試験 定期試験または特別試験・追試験で不合格の評点を受けた者は、学校長に願い出て再試験を受けることができる。 ５試験等の実施に関する事項は別に定める。	

学則第 21 条
＜学習の評価＞
　各教科目ごとに学則第 7 条に定められた授業時間数の 3 分の 2 以上(ただし実習については 5 分の 4 以上)の出席をしていない者は、その科目の成績の評価を受けることができない。
１教科目に成績は、定期試験、学習の成果、出席状況などを総合的に勘案して行い、「Ａ」(100 点～80 点)「Ｂ」(79 点～70 点)「Ｃ」(69 点～60 点)及び、「Ｄ」(59 点以下)の四段階をもって表し、Ｃ以上を合格とし、合格者に対し当該科目の単位取得を認定する。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

成績評価については、「ＧＰＡ（Grande Point Average)」制度を導入し、各学科別に成績分布を把握し、適切に実施している。

履修する授業科目をＧＰＡの対象科目としている。

客観的な指標の設定は、履修した科目の成績を次の４段階で評価し、その評価を点数換算のうえ合計点数を算出。その合計点数を履修科目数で除し平均値を算出する。
Ａ⇒３点、　Ｂ⇒２点、　Ｃ⇒１点、　Ｄ⇒０点　として数値化。

学生が履修した授業科目の成績のＧＰは、下記のとおりとする。

評　価	Ｇ　Ｐ
Ａ	3
Ｂ	2
Ｃ	1
Ｄ	0

ＧＰＡは次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数がある時は、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$ＧＰＡ＝\frac{（履修科目の科目数×ＧＰの合計}{履修した講義の総科目数}$$

上記指標をもとに、個人の成績平均値一覧や分布状況一覧を作成し、公表することで学生の学習意欲の向上を図るとともに、個々の学習の習熟度の把握や指導の強化の一環としていく。

客観的な指標の算出方法の公表方法	各学科・各学年に対して、年度初めのオリエンテーション時に説明を行う。 https://www.ochanomizu-f.ac.jp/information/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）
＜認定方針＞
　本校の定める指定科目の卒業単位を履修するとともに、教育理念である「人々を愛

することを基本方針とし、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的知識と技術を備えた医療・福祉の礎を築く有能な人材を育成し、以って 21 世紀の福祉社会に貢献することを目的とする。」とあるこれらの理念に基づき、将来、医療・福祉界で活躍する人材(学生)として、ふさわし態度の者に対し卒業を認定する。 〈卒業認定〉 学則第 17 条、18 条に則る。本校所定の課程において、学年ごとに履修すべき教科目を終えた者には修了の旨を認定し、第 19 条に規定する専門士の称号を付与し卒業証書を授与する。 各科目修了の認定は、出席率などの学習態度を勘案しながら、筆記試験（論文含む）の成績、演習の成績、その他の方法により総合的に評価する。100 点満点の 60 点以上を合格とし、当科目の担当者がその採点にあたり修得が判定される。 実習、実技等に係わる教科目の評価は、その技能力の成績によって修了を認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	各学科・各学年に対して、年度初めのオリエンテーション時に学則・学生細則を配布し説明を行っている。 https://www.ochanomizu-f.ac.jp/information/